

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国際最低課税残余额に係る特定基準法人税額に係る確定申告書及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項等の細目を定めることとする。(地方法人税法施行規則第7条の3～第7条の6関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)